

平成26年 4月30日
青少年家庭課
児童・家庭相談支援スタッフ
内田
Tel 0852-22-6393
Fax 0852-22-6045

被措置児童等虐待の状況等に関する定期公表（平成25年度分）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成25年度に島根県において生じた被措置児童等虐待の状況等について、下記のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

発生件数 1件

2 被措置児童等虐待事案の状況

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）施設の種別

社会的養護関係施設

（3）事案の概要

施設の指導職員が入所児童に対して指導を行った際、児童の顔を平手で叩き、殴った。

（4）県が講じた措置

- ・施設職員及び児童に聞き取り調査を実施
- ・再発防止のための報告書の提出を施設に指導
- ・島根県社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会に報告

※被措置児童等虐待…児童養護施設などの施設等に入所措置等をされている児童（被措置児童等）が施設職員等から、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を受けること。